

滋賀県断酒同友会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県断酒同友会（以下本会）と称し、事務局を滋賀県米原市天満147番地に置く。

(目的)

第2条 本会は、酒害者同志が断酒思想を啓発し、断酒を継続することにより健全な家庭を建設、同時に広く市民に酒害啓発活動をおこない、社会福祉に貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、会員および準会員をもって構成する。

(上部団体)

第4条 本会は、公益社団法人全日本断酒連盟（以下全断連）に加盟する。

2 本会は、全断連近畿ブロック協議会に所属する。

(事業)

第5条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酒害の啓発
- (2) 酒害相談
- (3) 断酒例会の開催
- (4) 各種会議
- (5) 研修会、記念大会（例会）の開催
- (6) 機関誌の発行及び配布
- (7) 全断連の行事並びに事業への参加及び朋友断酒会との交流
- (8) 行政、医療との相互連携による酒害者救済活動
- (9) その他本会の目的達成に必要な会議、事業

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会の事業に賛同するものであって、断酒実行又は断酒運動に熱意があり、断酒を継続しようとするもので構成する。

2 本会に、次の会員を置く。

- (1) 会員 本会に加入する断酒会の会員である者
- (2) 準会員 会員と同居もしくは会員の援助者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛助する者

3 会員5人の中から1人の割合をもって代議員を選出し、選出された代議員は公益

社団法人全日本断酒連盟が開催する総会の議決権を有する。代議員に関する細則については、別に定める

(会員の所属)

第7条 会員の所属支部については基本的には次のとおりとする。

- (1) 会員は原則として住居に基づく行政区の支部に所属する。
 - (2) 入会時所属した支部から転勤、または転居等の事情により所属支部への例会出席が困難と認められ、所属支部の支部長と変更支部の支部長との協議により合意された場合、所属支部を変更することができる。
- 2 特別な理由がなく支部を変更することは、原則的には認めないものとする。

(入会の手続き及び会員資格の取得)

第8条 本会の会員になろうとする者は、会の定める入会申込書により別途定める入会金を添えて申込みを行い、その承認を受けなければならない。また家族と同居しているものが入会する時には準会員として入会することを原則とする。当会の会員として認められた会員は自動的に全断連の会員となり別に定める全断連の議員になる権利を得る。又、準会員は自動的に当会の準会員で構成する家族会に入会するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員が断酒継続し、新生の人生を歩むために次のことを義務つける。

- (1) 会員は本会が開催する断酒例会及び他事業への積極的な参加を行い、自分自身の断酒継続に専念するとともに、会員同士お互いに助け合い、一人でも多くの酒害者を救うよう努力しなければならない。
- (2) 商業活動をしてはならない。
- (3) 会員間での金銭の貸借、就職の斡旋、その他、断酒継続の障害となる行為を行ってはならない。(但し、本部の承認を得た場合はこの限りでない。)
- (4) 政治、宗教活動をしてはならない。
- (5) 断酒継続が6ヶ月未満の会員同士の例会出席以外での交流はお互いが最飲酒の危険を抱えているので止めることが望ましい。
- (6) 例会の欠席や当会が行う諸行事への欠席は必ず自分が所属する支部長に連絡すること。

(会費)

第10条 会員は毎月、細則で定める金額を納入する義務を負う。この会費から公益社団法人全日本断酒連盟会費を納入するものとする。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当する場合は退会届を会長に提出することにより会員

資格を喪失する。本会を退会すると自動的に公益社団法人全日本断酒連盟会員資格も失う。

- (1)自ら脱会を表明した時
 - (2) 第10条の納入義務を3ヶ月以上履行しなかった時
(但しアルコール以外での病気入院や特別な事由のある時で所属支部の判断により裁量された場合はこの限りでない)
 - (3) 当該会員が死亡した時
 - (4) 常任理事会で除名決議された時
- 2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、常任理事会の決議によって当該会員を除名することができる。除名された者は自動的に公益社団法人全日本断酒連盟の会員資格を失う。
- (1) この会則、その他の規則に違反した時
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時
 - (3) その他除名すべき正当な事由がある時

第3章 組織及び例会

(組織及び運営)

第12条 本会は事務局を本部とし、行政区域を基に支部を設置し、下記のとおり運営する。

- 2 本部は支部を統括する。
- 3 各支部は本会の目的達成のため、会員の調和を計り、地域の行政、医療とも連携し、断酒活動を実践して行わなければならない。
- 4 各支部の運営は自主的とするが、本部と連絡をとり本会の目的、方針に従い、又、他支部との交流、調整を考慮しながら運営しなければならない。但し、行政機関への申請事項や報道機関へのPRについては事前に本部の了承を得なければならない。

(例会)

第13条

- 1 本会の会員の断酒継続を確保し、酒害の認識を深める為、本部例会、支部例会を開催する。
- 2 例会の開催は本部例会、月1回、支部例会は週1回を原則とする。
- 3 例会は体験談に始まり体験談で終わることを基本とする。例会の円滑な進行に支障をきたす著しい言動のある者及び飲酒して例会に参加した者に対し、支部長又は副支部長、又は当該支部の常任理事もしくは例会の司会者は退会を命じることができる。

第4章 機関及び役員

(構成)

第 14 条 本会の機関は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 四役会

(総 会)

第 15 条 総会は本会の最高決議機関で全会員をもって構成し、毎年 6 月に 1 回（年次総会という。）開催する。又は本会が必要と認めた時（臨時総会）会長がこれを招集する。

- 2 総会は、常任理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 総会の議長は当該会員総会において会員の中から選出する。
- 4 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。
- 5 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。
- 6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決する。この場合は出席したものとみなす。
- 7 議長は総会の議事録を作成し、作成者の氏名を標記する。

(決議事項)

第 16 条 総会は次に事項について決議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告の承認
- (2) 事業計画、方針、事業予算の承認
- (3) 役員、名誉役員、顧問の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他特に必要な事項

(常任理事会)

第 17 条 常任理事会は総会に次ぐ決議機関で常任理事で構成し、年 4 回近畿ブロック協議会開催月又は本会が必要と認めた時、会長がこれを招集する。

- 2 常任理事会の決議は、常任理事会の過半数が出席し、その過半数を持って行う。
- 3 常任理事が出席できない場合は書面又は電話により支部長又は事務局に連絡を行う。この場合に上程された議題を可決する旨の常任理事会の決議に従うものとする。
- 4 常任理事会の議事については議事録を作成する。

(常任理事会の決議事項)

第 18 条 常任理事会の議決事項は次の通りとする。

- 1 総会の提案事項の審議
- 2 事業運営に必要な事項
- 3 役員を選出及び解任
- 4 会員の除名

5 細則の改正

6 その他特に必要な事項

(四役会)

第 19 条 四役会は本会の発議機関であり、会長、副会長、事務局長、会計をもって構成し、会長が随時これを招集する。

第 20 条 各機関の議長は会長又は会長の氏名により他の役員がこれを行う。議長は特別な場合を除き採決には加わらないものとする。

(各機関の成立及び決定)

第 21 条 第 15 条 5, 6 項 第 17 条 2, 3 項により行う。可否同数の場合のみ議長も採決に加わる。

(役員)

第 22 条 本会には次の役員を置く。

1	参 与	若干名
2	会 長	1 名
3	副 会 長	若干名
4	事 務 局 長	1 名
5	事務局次長	若干名
6	会 計	1 名
7	各 部 長	1 名
8	各 次 長	若干名
9	各 支 部 長	1 名
10	副支部長	若干名
11	会 計 監 査	2 名
12	常 任 理 事	若干名

(役員資格)

第 23 条 前条第 2 項より第 8 項までは、第 12 項常任理事の資格を有する者でなければならない。

(役員選出)

第 24 条 第 2 項より第 8 項までの役員は、常任理事会で選出し、総会で決定する。

2 第 22 条第 9,10 項支部長、副支部長は、各支部の推薦により選出し、常任理事会で承認し、会長が任命する。

3 第 22 条第 12 項の常任理事は、完全断酒 6 ヶ月経過した者が資格を有し、各支部の推薦により選出し、常任理事会で承認を得て、会長が任命する。

4 第 22 条第 1 項参与は本会に功績があった者を会長が推薦し、常任理事会で承認する。

(役員任期)

第 25 条 全役員任期は 1 年（年次総会毎）とし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期を満了する時までとする
（常任理事の承認）

第 26 条 常任理事は年次総会毎に承認を得なければならない。

（役員兼務）

第 27 条 役員兼務は妨げない。但し、参与は兼務しない。会計監査は他の役員を兼ねることはできない

（役員任務）

第 28 条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 参与は会長の諮問機関（四役会）に助言することができる。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行する。
- 4 事務局長は各部を統括すると共に、本会の事務を処理する。
- 5 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はこれを代行する。
- 6 会計は本会の経理事務を統括する。
- 7 各部長は各会務を処理する。
- 8 次長は部長を補佐し、各部長に事故あるときはこれを代行する。
- 9 支部長は支部を代表し、支部、本部の会務を処理する。
- 10 支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代行する。
- 11 会計監査は年 1 回又は本会が必要と認めたとき、本会の経理事務を監査し、総会で報告しなければならない。
- 12 常任理事は例会及び他の事業にも積極的に参加し、会員相互の断酒継続に寄与しなければならない。

（役員解任）

第 29 条 役員（第 22 条 1 項より 1 2 項まで）が役員としての義務を怠り、本会の目的及び方針に違反する行為のあった時、又は本会の体面を著しく汚した時は、常任理事会の決議によりこれを解任する。

（役員補充）

第 30 条 前条及び死亡その他の事由により役員が欠員となった時は、常任理事会の決議により会長がこれを補充、（参与を含む）任命することが出来る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

（補佐職員）

第 31 条 事務局長は、常任理事会の承認を得て、補佐職員を会員の中より任命することができる。任期は役員に準ずる。

第5章 最高顧問 顧問及び名誉役員

(最高顧問、顧問及び名誉役員)

第32条 本会は、最高顧問、顧問及び名誉（相談）役員を置くことができる。

- 2 最高顧問、顧問、名誉（相談）役員は常任理事会で推薦し、総会で承認を受け会長が移植する。
- 3 最高顧問、顧問及び名誉（相談）役員は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第6章 準会員

第33条 会員又は酒害者（入院中を含む）の配偶者及び家族は本会の準会員となる事が出来る。

- 2 準会員は自動的に家族会に入会する。家族会は準会員で構成され運営は家族会に一任する。但し、家族会代表者は会員の配偶者でなければならない
- 3 準会員は例会およびその他の事業にも会員と共に出席し、酒害の認識を深め、会員が断酒しやすい環境作りに努力しなければならない
- 4 準会員は細則に定める会費を毎月の納入しなければならない
- 5 親族又は酒害者本人の後見人（友人）で酒害者本人の理解者も会長が認めた場合には準会員となる事が出来る。

第7章 会計

(経理)

第34条 本会の会務に要する経費は会費、入会金、寄付金、助成金その他の収入をもって運営する。原則として寄付金、助成金は、酒害啓発活動に充てる。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(予算及び決算)

第36条 本会の予算及び決算は、常任理事会の審議を経て、年次総会で承認を得なければならない。

(会計報告)

第37条 本会のすべての収入、支出及び経理内容についての会計報告は、会計監査に付し、年次総会にて公表しなければならない。

(会計事務)

第38条 本会の会計事務は常任理事で決議する。

(会計の責任)

第39条 本会の収支及び財産管理は役員の一連帯責任とする。

第 8 章 改正

第 40 条 この会則を改正しようとするときは、常任理事会で発議決定し、総会の承認を得なければならない。

第 9 章 補則及び附則

第 41 条 この会則に定めのない事項及び本会の運営に必要な事項は、常任理事会で決議する。

第 42 条 この会則は、平成 22 年 6 月 6 日より施行する。

2 この会則は第 40 条の規定により下記条項及び一部が下記年月日に改正された。

第 2、5、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、21、22、24、25、28、29、33 のの条項

3 この会則は第 41 条の規定により下記条項および一部が下記年月日に補則された。

第 6 条、10 条、11 条の条項

制定 昭和 52 年 4 月 29 日

改定 1 回 平成 2 年 9 月 9 日

改訂 2 回 平成 5 年 6 月 6 日

改訂 3 回 平成 15 年 6 月 8 日

改定 4 回 平成 22 年 6 月 6 日

補則 1 回 平成 23 年 6 月 12 日